

# 議会だより

平成23年第5回市議会が、9月2日から26日までの25日間の会期で開催されました。今回は、平成23年度都市一般会計補正予算など市長提出議案39件、諮問3件、議員提出議案5件、請願4件、報告8件の合計59件について審議された結果、平成22年度歳入歳出決算認定議案18件、請願2件が継続審査となったほかは全て可決、同意、採択されました。

9月議会では、6日間にわたり一般質問が行われ、27人の議員が質問に立ち、活発な議論が交わされました。主な内容は次の通りです。

## ◆高齢者の安全・安心対策について

**質1** 本市の一人暮らし高齢者の実態について伺いたい。

**答1** 毎年10月ごろに民生委員・児童委員の全面的な協力を得て一人暮らし高齢者の実態把握をしています。実態把握によると65歳以上の高齢者に占める一人暮らしの割合は、年々確実に増えています。本年8月現在で17・7割となっています。

**質2** 一人暮らし高齢者の見守りへの取り組みについて伺いたい。

**答2** 新聞や牛乳販売の事業者が、高齢者宅の安否確認を行うサービスがあることは認識していますが、商品購入に付帯するサービスのため、現在取り組んでいません。なお、郵便事業者では、これまで郵便物がたまっている場合には、近隣の人に尋ねるなど地域における見守り活動に取り組んでもらっています。今後は連携方法などについて協議を進めていきたいと考えています。



## ◆都市歌に対する市の見解について

**質1** 合併後の市歌制定について検討したことがあるか伺いたい。

**答1** 合併直後に市憲章や市の花木、市旗を制定したとき、市歌についてもその制定について検討した経緯があります。

その際には、市憲章や市旗のように日常的に活用することは難しいのではないかと、市民憲章などと同時期での制定を見送ったという経緯があります。また、その後も検討していましたが、日常的な活用が難しいことや市民から広く市歌制定についての要望などないことから、制定については見送っているという状況です。

**質2** 富松良夫の歌詞に対する感想と、市歌として採用した場合の問題点について伺いたい。

**答2** 富松良夫の歌詞は、みずみずしい感性で四季折々の情景を表現していますが、活躍した時期が昭和の高度成長期の前で文語体が生きていた時代の詩であることから、少し古風なイメージであると考えます。

**質3** 市歌制定に関する今後の取り組みについて伺いたい。

**答3** 制定となった場合には、市歌制定委員会を設置し、どのように進めていくのかについて議論してもらおうことが予想されますが、現段階においては、市としての方向性は決まっています。

### 23年度補正予算(10件)

【一般会計】	7億4,752万5千円
【特別会計】	4億6,477万6千円

### 22年度決算の認定(18件)〔継続審査〕

#### 条例の制定・一部改正(8件)

◇都市消防団員条例の一部を改正する条例の制定について ほか7件

#### その他(3件)

◇財産の取得について ほか2件

#### 諮問(3件)

◇人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて 3件

#### 議員提出議案(5件)

◇郵政改革法案の早期成立を求める意見書 ほか4件

#### 請願(4件)

◇郵政改革法案の早期成立に関する意見書の提出を求める請願書 ほか3件

#### 報告(8件)

◇専決処分した事件の報告について ほか7件

## ◆東日本大震災による「がれき」の受け入れ問題について

**質1** 東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について、その回答内容と協議内容について伺いたい。

**答1** 本市も新燃岳噴火のときに、全国から支援を受けましたので、県からの調査依頼を受け検討した結果、年間4,000ト、1日10トの受け入れを可能とし、廃棄物としては、生ごみや木くずの受け入れが可能と回答しました。

なお、廃棄物に放射能で汚染されたがれきを含むかの判断については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項の廃棄物の定義に「廃棄物とは放射性物質及びこれによって汚染されたものを除いたごみなどの汚物または不要物のことをいう」と明記されているため、放射能に汚染された廃棄物は含んでいないと認識していました。

**質2** 受け入れ可能な回答をした後、国や県などから連絡があったか伺いたい。

**答2** 今回の調査は受け入れた場合の量の調査であって、この回答が即、受け入れ表明にはならないと県から連絡がありました。

**質3** 放射能に汚染されたがれきの処理について、本市の意見を伺いたい。

**答3** 今回の災害の大きさや地元の苦勞を考えると、一刻も早い復旧が望まれます。そのため、災害に伴う廃棄物の最終処分場を早急に確保するために、全国的な規模での対応や協力は当然のことと判断し、今回の災害廃棄物の受け入れは、可能であると回答をしたところ です。

しかしながら、もし放射能に汚染された廃棄物の受け入れ要請があった場合、市民の健康被害などを考えると、受け入れは困難であると言わざるを得ません。放射能に汚染された廃棄物については、それ専用の処理施設で処理すべきものと判断しています。



**質4** その他の有害な廃棄物の受け入れについて、本市の意見を伺いたい。

**答4** 塩害物については、塩化物を焼却するとダイオキシンが発生しやすいことから、多量に付着している場合は、ある程度、搬出先で洗浄除去することが必要になります。

また、アスベストを含んだ災害廃棄物については、不燃ごみとしての受け入れになるので、最終処分場への埋め立て処分となります。しかし、本市の場合、最終処分場の残容量が少ないため、不燃ごみの受け入れは困難です。

そのようなことから、本市として受け入れできる廃棄物は、清掃工場で焼却できるものに限られますが、極力受け入れたいと思っています。東北の復興支援のため、市民の皆さんのご理解を賜りたいと考えています。

## ◆人口減少問題と対策について

**質** 少子化の主な要因と、これまでの対策について伺いたい。

**答** 子育て費用や教育費の経済的負担が大きいこと、そして女性の社会進出が進む一方、働く女性にとつて、出産・育児と仕事を両立できる環境が十分に整っていないことが未婚や晩婚につながっているのではないかとわかっています。さらに、若い人の結婚観や生

活観の意識の変化に加え、若者が社会的に自立することが難しい社会経済情勢も大きな要因だと思います。

少子化対策については、平成11年度に国において「新エンゼルプラン」が策定され、それを基に本市でも少子化対策を推し進めてきました。しかし、国・県の合計特殊出生率の数値をみると、十分な効果を上げるには至っていないと思います。ただし、本市の合計特殊出生率を見ると、平成12年度が1・71、20年度が1・88と微増となつていて、少子化対策の取り組みが一定の効果を上げているのではないかと考えています。

## 傍聴においでください

市議会は、3月、6月、9月、12月の定例会や臨時会で、市民の生活に関係の深い議案や請願などを審議します。

傍聴席は、市役所西館6階にありますので、ご自由においでください。

また、BTVケーブルテレビでも、市議会の中継放送や録画放送を行っています。

## ◎問い合わせ

議会事務局 ☎23-7869

1月は償却資産の  
申告月です



# 申告の準備をお願いします

工場や商店、農業を営んでいる、駐車場やアパートを貸しているなど事業を行っている人は、毎年1月1日現在に所有している償却資産を、市役所に申告する必要があります。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

各総合支所財務課

## 「償却資産」とは？

固定資産税という「償却資産」とは、土地、家屋以外で事業用に使われる資産のことをいいます。つまり、会社や個人で工場や商店、理・美容店、病院、建設業、アパート・貸家経営、農業などの事業をしている人が、その事業のために使用する構築物や機械、器具（器具）、備品などが償却資産に当たり、固定資産税の課税対象となります。

ただし、事業用に使っていても、自動車のように自動車税（軽自動車税）の対象となっているものなどは、償却資産から除かれます。

また、償却資産の免税点は、150万円です。所有している償却資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円未満の場合、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

## 申告するものがない場合

償却資産は、法令で毎年申告することが義務付けられています。資産を所有していない場合や、免税点未満となる場合でも申告が必要です。正当な理由がなく申告をしなかった、または虚偽の申告をした場合は、罰金などの罰則規定の対象となります場合があります。

**Q 確定申告のとき「減価償却資産申告」をする予定だが、固定資産税でも「償却資産申告」をしないといけないの？**

**A 「減価償却資産申告」は確定申告などで税控除を目的に申告するもので、課税を目的とする固定資産税の「償却資産申告」とは違うものです。事業用として市内に所在する償却資産は、市長に対して申告しなくてはなりません。**

## 申告の方法は？

12月下旬に申告書を送付します。それに償却資産の所有状況を記入し、1月末日までに資産税課、各総合支所財務課、各地区市民センターへ提出してください。

なお、確定申告などで使用する減価償却資産明細書や事業主で管

## 具体的な対象物は？

1月1日現在で所有している事業用の構築物や機械、器具（器具）、備品などです。主な業種別具体例は次のとおりです。

### ◎飲食店

厨房設備、冷蔵庫、レジスター、応接備品など



### ◎理・美容業

理・美容いす、洗面設備、サインポール、タオル蒸し器など



### ◎小売業

ショーケース、冷蔵ストッカー、レジスター、フードスライサーなど



### ◎農業

家畜用設備、農耕用機具、ビニールハウス、サイロなど



### ◎各業種共通

事務所や店舗内の装飾（カウンター、間仕切りなど）、外部構築物（看板、駐車場舗装、塀、外灯照明設備など）、受変電設備、空調設備、屋外給配水設備などがあります

### ◎アパート・貸家経営

アスファルト舗装、駐輪場、屋根付車庫、ごみ集積ボックスなど



理している固定資産台帳の写しなど、資産の内訳が分かるものを添付してください。

12月下旬を過ぎても申告書が送られてこない人や新規に事業を開始した人は、資産税課、各総合支所財務課へ連絡ください。

# 許しません！

## 不法投棄・違法なごみ処理

### 違法なごみ処理

多くの市民の皆さんが、リサイクルできるものを分別したり、種類ごとに決められた日時・場所を守ってごみを出すなど、ごみを適正に処理する努力をしています。一方で、河川や道路などの公共の場所、人目につかない山林や空き家・空き地での不法投棄のほか、家庭や事務所から出るごみを庭先や空き地で燃やす屋外焼却など、違法なごみ処理が目立つようになってきています。

### 不法投棄とは？

不法投棄といえは産業廃棄物を想像しがちですが、何気なくポイッと投げ捨てた空き缶や弁当の容器なども不法投棄になります。

不法投棄は自然の景観を損ねるばかりでなく、鉛や水銀などの有害物質による水質・土壌汚染を引き起こす要因ともなり、近隣住民の健康への悪影響も懸念されます。

また、不法投棄された家電品の

処分や汚染された土壌の処理費用などは税金で賄われていて、市の財政や市民の皆さんの負担を大きくする原因にもなります。

### ごみなどを屋外で燃やさないで！

ごみなどを屋外で燃やす行為は、一部の例外を除き法令により禁止されています。市には、「黒い煙が出て臭いがする」「洗濯物に臭いがつく」といったごみの屋外焼却に関する苦情が数多く寄せられています。

ごみを燃やすと、悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけではなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康への影響も心配されます。ドラム缶やブロツク囲い、簡易焼却炉でのごみの焼却はやめましょう。

家庭から出るごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみにきちんと分別をして、決められた日に決められたごみステーションに出すようにしましょう。



### みんなの目で不法投棄をなくそう

市ではパトロールや環境監視員制度により、こうした不法投棄を監視していますが、住みよいまちを守るためには、皆さんの協力が不可欠です。庭先や空き地でのごみの焼却や不法投棄などの行為を目撃・発見した場合には、早めに通報してください。

なお、不法投棄と屋外焼却に對しては5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられる場合があります。周囲の人にもこうした行為を行うことのないよう、注意を促しましょう。

※農業用ビニール・ポリフィルムの屋外焼却および不法投棄も処罰の対象になります

### ◎問い合わせ

不法投棄・屋外焼却の情報  
環境政策課 ☎ 23-12130  
各総合支所市民生活課  
農業用廃プラスチックの処理  
農産園芸課 ☎ 23-12425  
各総合支所産業振興課



環境監視員  
半代 守さん  
(郡元町)

定期的に沖水川周辺をパトロールして、廃棄物の有無や魚が死んでいないかなど環境の監視活動をしています。そのほか、年に数回公民館で環境映画の上映会を開催したり、子ども育成会でごみ拾い活動を行ったりしています。昔と比べると川原もごみが多くて子どもたちが遊べる環境ではなくなってきているのが残念です。子どもは大人の後ろ姿を見て育ちます。子どもたちのいい見本になるようにポイ捨てやごみの不法投棄はやめてほしいですね。



# 平成24年度 保育所(園)の 入所申し込みについて



## ◆受付期間

12月5日(月)～22日(木) ※12月4日以前の受け付けはできません  
この期間以降も、随時受け付けできますが、期間内に申し込んだ人を優先します。

## ◆申込書交付・ 受付場所

入所を希望する保育所(園)、保育課、各総合支所健康福祉課  
(各地区市民センターでは受け付けできません)  
※入所理由が保護者などの「求職活動」による場合は、保育課、各総合支所健康福祉課の窓口のみで受け付けます

## ◆入所の決定

保育所入所の決定については、保育に欠ける要件の内容およびその緊急性、通園手段、申し込みの順番などを総合的に判断して決定します。定員を超えた場合は、入所できないこともあります。

## ◆本庁管内の保育所など(定員は平成23年度の数です) ※公…公立保育所 私…法人立保育所

地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号	地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号
姫城	公	姫城保育所	45	姫城町	22-2295	五十市	公	たかお保育所	60	南鷹尾町	22-0394
	私	天竜保育園	130	早鈴町	23-1301		私	今町保育園	45	今町	39-2102
	私	下長飯保育園	120	下長飯町	39-1040		私	五十市保育園	90	久保原町	22-2110
	私	●あゆみベビーホーム	60	甲斐元町	23-5246		私	都島保育園	120	鷹尾一丁目	23-5622
	私	●相愛保育園	90	早鈴町	25-1879		私	●すずらん保育園	60	南鷹尾町	24-3596
	私	早鈴保育園	60	早鈴町	24-3699		私	●さつき保育園	60	都島町	23-5250
	私	●チャイルドセンターポピー園	130	早鈴町	25-9478		横市	私	もちお保育園	90	南横市町
小松原	公	大王保育所	45	平江町	22-2167	私	都原保育園	120	都原町	22-4323	
	私	アソカ保育園	120	小松原町	24-0450	公	金田保育所	40	金田町	38-1325	
	私	志比田保育園	120	志比田町	23-2803	私	高木保育園	70	高木町	38-1310	
	私	ひばり保育園	90	大王町	23-0038	私	都北保育園	200	都北町	38-1877	
	私	●宮丸保育園	60	宮丸町	27-1541	私	吉尾保育園	90	吉尾町	38-3027	
	私	ぼっぼ保育所	60	前田町	24-7887	私	山野原保育園	90	太郎坊町	38-3700	
	私	かたひら保育園	60	志比田町	24-7745	志和池	公	志和池保育・児童館	30	上水流町	36-0516
妻ヶ丘	公	あやめ原保育所	45	菖蒲原町	22-2372	私	まるの保育園	50	野々美谷町	36-0891	
	私	上長飯保育園	90	上長飯町	22-4843	私	●下水流保育園	50	下水流町	36-0535	
	私	●一万城保育園	150	一万城町	23-2802	私	こぼと保育園	30	丸谷町	36-1091	
	私	たんぼぼ保育園	90	一万城町	23-3313	庄内・西岳	私	ルンビニ保育園	60	庄内町	37-0569
祝吉	公	郡元保育所	40	郡元町	22-1578	私	乙房保育園	70	乙房町	37-1212	
	私	いなり保育園	90	郡元四丁目	22-5974	私	菓子野保育園	60	菓子野町	37-1766	
	私	早水保育園	90	早水町	24-1826	私	わかば保育園	30	高野町	33-1810	
	私	並木保育園	60	上川東四丁目	24-1580	公	中郷保育所	40	安久町	39-0529	
	私	●川東保育園	60	下川東二丁目	22-2210	私	梅北保育園	60	梅北町	39-2869	
						私	安久保育園	45	安久町	39-0218	

## ◆総合支所管内の保育所

地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号	地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号
山之口町	公	山之口中央保育所	60	花木	57-2068	山田町	公	山田中央保育所	90	山田	64-3021
	公	山之口ふもと保育所	45	山之口	57-2023		公	木之川内保育所	30	山田	64-1012
	公	山之口乳児保育所	30	花木	57-2243		私	●万ヶ塚保育園	50	山田	64-1123
	私	●安楽地保育園	90	富吉	57-2123		私	●谷頭保育園	90	中霧島	64-1051
高城町	公	高城保育所	60	穂満坊	58-2314	高崎町	私	鳴峰保育園	60	大牟田	62-2127
	公	有水保育所	60	有水	59-9324		私	●旭保育園	30	大牟田	62-4106
	私	石山保育園	60	石山	58-5931		私	善長寺保育園	40	江平	62-2125
	私	つみき保育園	30	穂満坊	58-4585		私	●前田保育園	30	前田	62-1996
	私	●さかえ保育園	90	穂満坊	58-2600		私	●大牟田保育園	60	大牟田	62-1989
						私	●縄瀬保育園	30	縄瀬	62-3772	

●印のついている法人立保育所については、保育士の募集も行っています。詳しくは、直接保育園にお問い合わせください

### ◎問い合わせ

保育課 ☎ 23-4894(直通) 山田総合支所健康福祉課 ☎ 64-1111(代表)  
 山之口総合支所健康福祉課 ☎ 57-3111(代表) 高崎総合支所健康福祉課 ☎ 62-1111(代表)  
 高城総合支所健康福祉課 ☎ 58-2311(代表)

応援してください

## ふるさとと都心の未来のために

ふるさとに貢献したい、応援したいという思いを寄付という形で実現する「ふるさと納税制度」。県外で暮らす家族や友人などにも、ぜひ「都城市ふるさと納税制度」を紹介してください。

◎問い合わせ 経営戦略課

☎23-2115

### 寄付金の活用方法

寄付金は、ふるさとを応援したいという人の思いを実現するために①子ども支援、②まちづくり支援、③環境支援、④スポーツ・文化振興支援、⑤長寿支援、⑥特別支援（新燃岳災害対策など）の6つの目的に活用します。

### 都城市ふるさと納税応援団

市では、寄付していただいた人を「都城市ふるさと納税応援団」の団員として登録し、寄付の状況や活用事業を報告します。また、前年度寄付者を対象に、地元の特産品を詰め合わせた「都城ふるさとセット」が当たる抽選会を行っています。

### 寄付と一緒にメッセージが届きました!



### 申込方法は?

「都城市ふるさと応援寄付申出書」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、ファクス、郵送(〒881-8555)、またはメールで経営戦略課に提出してください。  
なお、インターネットの利用ができない人は、郵送またはファクスで申請書を送付しますので連絡ください。

安心・安全を守る優れもの!

## 住宅用火災警報器の設置は済みましたか?

住宅用火災警報器の設置が、6月1日から完全義務化になりました。しかし、6月時点で、本市の普及率は48.7%と県内の平均普及率57.3%(全国43位)にも及ばない低い状態です。まだ、設置していない人は、自分のため家族のために早めに設置しましょう。

◎問い合わせ 消防局予防課

☎22-8884

### どこに設置すればいいの?

住宅用火災警報器は「寝室」への設置が義務付けられています。2階などに寝室がある場合には、階段にも設置することが義務付けられています。

### なぜ「寝室」と「階段」に設置するの?

住宅火災による死者の約6割が逃げ遅れによるものです。就寝中は、火災の発見が遅れ、死に至る危険性が高まります。そのため、いち早く火災に気付き、逃げ遅れを防ぐために設置が義務付けられました。

### 悪質な販売にご注意を!

現在、消防局が任命した設置推進員が戸別訪問して、チラシによる設置啓発や設置状況調査を行っています。その際、推進員が火災警報器の訪問販売や、特定の業者あっせんをすることはありませんので、消防職員の名をかたった悪質な訪問販売に注意してください。不審に思ったなら、消防局に相談ください。

### どこで販売しているの?

火災警報器は市内の電器店や量販店などで購入でき、ドライバー1本で取り付けできます。購入するときは、日本消防検定協会の検査に合格したNSマーク付きのものを選びましょう。



「NSマーク」のついた商品を選びましょう

